

治 癒 証 明 書

生 徒 名

生年月日 年 月 日

上記の生徒は 月 日以来()にて加療中でしたが、
治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医師氏名 _____ 印

※下記伝染病の病気にかかった後の登校については、この証明書を病院に持参して、
必ず医師の診断証明を受けてからにしてください。

※学校保健安全法施行規則で決められた伝染性のある病気にかかったときは、登校
を停止しなければいけません。

病 名	登 校 停 止 期 間
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあっては 3 日) を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が、解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消えた後 2 日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 含む) 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではない
その他 ()	医師の指示による

※法定伝染病については、伝染病予防法などによって定められた期間、休校して下さい。

次については治癒証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。

◎受診結果については速やかに学校へ連絡して下さい。

溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭ジラミ	水いぼ	とびひ